

開 催 日 令和8年7月29日
開 催 地 呉 市

第95回 日本水道協会 中国四国地方支部 総会議案その他

公益社団法人日本水道協会
中国四国地方支部

目 次

第 9 5 回日本水道協会中国四国地方支部総会日程	1
日本水道協会中国四国地方支部長表彰受賞者名簿	2
1 功労賞	
2 特別賞	
3 永年勤続賞	
令和 7 年度会務報告	4
第 1 号議案 令和 7 年度日本水道協会中国四国地方支部会計決算の 認定について	23
— 会計監査報告 —	25
第 2 号議案 令和 8 年度日本水道協会中国四国地方支部事業計画に ついて	26
第 3 号議案 令和 8 年度日本水道協会中国四国地方支部会計予算に ついて	27
第 4 号議案 会員提出問題の審議	29
第 5 号議案 第 9 6 回日本水道協会中国四国地方支部総会の開催地 について	30

第95回日本水道協会中国四国地方支部総会日程

開催日 令和8年7月29日（水）

開催地 広島県支部 呉市

会 場 呉阪急ホテル

（広島県呉市中央1丁目1番1号 電話 0823-20-1111）

受付開始 正 午

総 会 12時45分 ～ 16時00分

1 開 会 式

- (1) 開催地代表挨拶
- (2) 日本水道協会中国四国地方支部長挨拶
- (3) 日本水道協会理事長挨拶
- (4) 来賓祝辞

2 表 彰 式

- (1) 功労賞表彰
- (2) 特別賞表彰
- (3) 永年勤続賞表彰
- (4) 被表彰者代表挨拶

3 会 議

- (1) 議長挨拶
- (2) 令和7年度会務報告
- (3) 議事

第1号議案 令和7年度日本水道協会中国四国地方支部会計決算の認定について
－会計監査報告－

第2号議案 令和8年度日本水道協会中国四国地方支部事業計画について

第3号議案 令和8年度日本水道協会中国四国地方支部会計予算について

第4号議案 会員提出問題の審議

第5号議案 第96回日本水道協会中国四国地方支部総会の開催地について

- (4) 次期総会開催地代表挨拶
- (5) 議長退任挨拶

4 閉 会

講演会 16時30分 ～ 17時30分

演 題 「水道事業における経営の基盤強化に向けての取組み方策」

講 師 東洋大学名誉教授 石井 晴夫 氏

日本水道協会中国四国地方支部長表彰受賞者名簿

1 功労賞（6名）

(敬称略)

前 広島市水道局次長	鬼 村 和 人
元 尾道市上下水道局長	亀 田 裕 二
前 岡山市水道局次長	服 部 勝
前 岡山市水道局総務部企画総務課企業団担当課長	三 木 泰 介
前 岩国市水道事業管理者	辻 孝 弘
前 萩市上下水道局水道工務課長	横 田 典 明

2 特別賞（1名）

(敬称略)

前 防府市上下水道事業管理者	河 内 政 昭
----------------	---------

3 永年勤続賞（52名）

番号	会 員 名	氏 名（敬称略）	勤続年数	番号	会 員 名	氏 名（敬称略）	勤続年数
1	広島市水道局	好 本 昌 代	20年 0か月	27	下関市上下水道局	河 崎 徹 也	20年 10か月
2	〃	岡 田 佑 史	20年 0か月	28	〃	井 上 祥 宏	20年 0か月
3	〃	天 畠 朋 子	20年 0か月	29	〃	松 田 比沙子	20年 0か月
4	〃	田 畑 範 子	20年 0か月	30	宇部市水道局	藤 槻 ひとみ	20年 0か月
5	〃	友 永 裕一郎	20年 0か月	31	下松市上下水道局	岩 本 和 久	20年 0か月
6	〃	長 尾 清 徳	20年 0か月	32	周南市上下水道局	荒 井 利 晃	20年 0か月
7	〃	横 山 武 房	20年 0か月	33	〃	長 沼 和 則	20年 0か月
8	〃	吉 本 将 二	20年 0か月	34	〃	内 富 珠 江	21年 0か月
9	〃	青 谷 創	20年 0か月	35	光 市 水 道 局	中 川 晋 吾	20年 0か月
10	〃	山 本 誠 一	20年 0か月	36	〃	福 田 勝 文	20年 0か月
11	〃	鶏冠井 繁 夫	20年 0か月	37	山口市上下水道局	大 石 知 潮	21年 0か月
12	〃	山 崎 誠	20年 0か月	38	柳井地域広域水道企業団	岡 本 剛	21年 0か月
13	福山市上下水道局	井 藤 綾	20年 0か月	39	鳥取市水道局	中 村 一 哉	20年 0か月
14	岡山市水道局	高 村 伊 代	20年 0か月	40	出雲市上下水道局	山 根 祐 司	20年 0か月
15	〃	前 田 慎二郎	20年 0か月	41	〃	原 昇	20年 0か月
16	〃	守 屋 公 晴	20年 0か月	42	〃	今 岡 秀 樹	27年 11か月
17	〃	宰 務 裕 明	20年 0か月	43	香川県広域水道企業団	加 藤 真理子	20年 0か月
18	〃	岡 和 弘	20年 0か月	44	〃	津 村 一	20年 0か月
19	倉敷市水道局	野 上 智 俊	20年 0か月	45	〃	山 下 佳 邦	20年 0か月
20	備前市建設部水道課	杉 本 成 彦	24年 0か月	46	松山市公営企業局	和 田 隆 志	20年 0か月
21	備南水道企業団	林 輝	20年 0か月	47	〃	三 好 徳 昌	20年 0か月
22	岡山県南部水道企業団	毛 利 仁 司	20年 0か月	48	〃	永 見 健 輔	20年 0か月
23	笠岡市建設部	渡 邊 貴 幸	22年 0か月	49	今治市上下水道部	松 岡 宏 和	20年 0か月
24	瀬戸内市上下水道部 上水道施設課	岡 本 健	20年 0か月	50	宇和島市上下水道局	岩 見 善 人	20年 9か月
25	美咲町上下水道課	岡 本 幸 之	24年 0か月	51	〃	田 村 幸 勝	20年 8か月
26	下関市上下水道局	岡 村 尚 道	20年 2か月	52	〃	兵 頭 和 樹	20年 0か月

令和 7 年度会務報告

令和 7 年 7 月 29 日(第 94 回当地方支部総会開催日(於 高知市))以降における会務の概要は、次のとおりである。

1 会員の異動について (敬称略)

- | | |
|-----------|------|
| (1) 入会員 | 0 会員 |
| (2) 退会員 | 2 会員 |
| ア 特別会員 | 1 会員 |
| 桺川 茂明 | |
| イ 賛助会員 | 1 会員 |
| 積水化学工業(株) | |

以上の異動によって、現在会員の総数は、次のとおりである。

名誉会員	4 会員
正会員	1 3 8 会員
特別会員	2 7 会員
賛助会員	2 5 会員
支部賛助会員	5 3 会員
合計	2 4 7 会員

2 幹事会について

- (1) 第 221 回幹事会 (令和 7 年 7 月 29 日 於 高知市)

ア 議案

第 94 回日本水道協会中国四国地方支部総会会員提出問題提案理由説明・動議提出都市及び処理案について

- (2) 第 222 回幹事会 (令和 7 年 12 月 24 日 於 広島市)

ア 議案

- ① 日本水道協会中国四国地方支部のシンボルマークについて
- ② 令和 8 年度日本水道協会中国四国地方支部行事計画について
- ③ 令和 8 年度日本水道協会中国四国地方支部会計予算について
- ④ 令和 8 年度日本水道協会中国四国地方支部幹事会開催地について
- ⑤ 令和 8 年度日本水道協会国際研修について
- ⑥ 令和 8 年度配管設計講習会開催地について
- ⑦ 日本水道協会中国四国地方支部合同防災訓練の充実強化について
- ⑧ 水道事業の情報発信に向けた取組について (継続審議)

イ 報告事項

- ① 令和 7 年度日本水道協会会長表彰受賞者について
- ② 令和 7 年度日本水道協会全国会議における中国四国地方支部が一体となった取組について

③ 能登半島地震に係る中長期の職員派遣について

④ 全管連中国ブロックと全管連四国ブロックとの災害時相互応援に関する協定について

ウ 情報交換事項

① 産官学及び官学連携について

② 100 周年記念事業などにおける市民参加・関係団体との連携に関する取組事例について

③ 粉末活性炭の運用について

エ 講演

演題 明るい水道の未来に向けて -2 つの V 字回復への期待と住民理解の必要性-

講師 日本水道協会 理事長 青木 秀幸 氏

(3) 第 223 回幹事会（令和 8 年 5 月 19 日 於 下関市）

ア 議案

① 令和 7 年度日本水道協会中国四国地方支部会計決算について

② 日本水道協会中国四国地方支部功労賞及び特別賞被表彰者の選考について

③ 日本水道協会中国四国地方支部永年勤続賞被表彰者の審査について

④ 第 96 回日本水道協会中国四国地方支部総会開催地の内定について

イ 報告事項

① 令和 8 年度日本水道協会中国四国地方支部行事計画について

② 第 224 回日本水道協会中国四国地方支部幹事会及び第 95 回日本水道協会中国四国地方支部総会の日程について

③ 日本水道協会中国四国地方支部合同防災訓練の充実強化に向けたアンケートの結果について

3 水道事例発表会について

第 25 回水道事例発表会（令和 7 年 12 月 4 日・5 日 於 徳島市）

(1) 目的

支部正会員の実務担当者の日頃の実務における事例や研究を発表するとともに、会員相互の活発な情報交換を行うことを目的とする。

(2) 発表題数 16 題

ア 事務部門 4 題

イ 計画・水源・浄水部門 6 題

ウ 配水・給水部門 4 題

エ 水質部門 2 題

(3) 参加人員 92 名

(4) 優秀論文（次期全国会議（水道研究発表会）へ推薦）（敬称略）

ア 自主防災組織との協働による訓練—応急給水栓整備後の取組について—

松山市公営企業局

伊藤 大祐

イ AI による配水量予測と運転支援—システムの内製にて—

徳島市上下水道局

上田 直希

ウ 担当職員の負担軽減を目的としたタブレット端末による水道施設遠隔監視制御の拡張について

倉敷市水道局

岡 一城

エ 三次元蛍光スペクトル・AI 画像判別法による水道原水の評価手法に関する基礎的調査
福山市上下水道局 相原 昭太

4 講習会について

(1) 事務講習会（令和 7 年 9 月 25 日・26 日 於 米子市）

ア 目的

事務職員の知識の向上を図り、水道事業経営の円滑な運営に資することを目的とする。

イ 講習内容及び講師

(ア) 水質に関する支援業務について

公益社団法人日本水道協会 工務部長

本荘谷 勇一 氏

公益社団法人日本水道協会工務部水質課 課長補佐

内山 恵 氏

(イ) 適正な水道料金の設定について

公益社団法人日本水道協会 調査部長

渋谷 正夫 氏

(ウ) 城下町米子の近代化遺産

山陰歴史館 館長

中原 斉 氏

(エ) 高金利対応に向けた日本の水道事業の資金運用戦略－米国の先行事例に学ぶ－

米子市上下水道局経営企画課 係長

山本 健一 氏

ウ 受講人員 54 名

(2) 管理職講習会（令和 7 年 11 月 11 日・12 日 於 松山市）

ア 目的

管理・監督職員を対象に、管理職の在り方等について知識を広め、水道事業経営の円滑な運営に資することを目的とする。

イ 講習内容及び講師

(ア) 水道DXの推進について

公益社団法人日本水道協会工務部技術課 担当課長

島野 敏寛 氏

(イ) 地震等緊急時対応の手引きの解説について

公益社団法人日本水道協会工務部技術課 担当課長

島野 敏寛 氏

(ウ) 南海トラフ巨大地震への備えについて

愛媛大学 准教授

二神 透 氏

(エ) 働く人のポジティブメンタルヘルス～部下のこころを育むマネジメント～

サクセスブレイズ株式会社

門田 聖子 氏

ウ 受講人員 31 名

(3) 技術講習会（令和 7 年 11 月 13 日・14 日 於 岩国市）

ア 目的

技術職員の知識の向上を図り、水道事業の発展に寄与することを目的とする。

イ 講習内容及び講師

(ア) 有機フッ素化合物化合物に関する最近の動向について

公益社団法人日本水道協会工務部水質課 水質専門監 渡部 祐介 氏

(イ) PPP 事業の事例紹介（広域型 DBO と包括委託）

メタウォーター株式会社営業本部中四国営業部 担当部長 金子 淳 氏

(ウ) 水道管路更新を促進するイノベーションについて

日本ダクタイル鉄管協会 池山 基樹 氏

(エ) 令和 6 年度国際研修（アメリカ：カリフォルニア州）について

広島市水道局技術部設備課 島本 浩司 氏

ウ 受講人員 52 名

(4) Web 講習会（令和 8 年 3 月 18 日 Web 開催）

ア 目的

水道事業を運営するに当たっての諸課題の解決に向け、地方支部の活動を活性化することとを目的とする。

イ 講習内容及び講師

(ア) 『地震等緊急時対応の手引き』の解説 ～R7.3 改訂を踏まえて～

公益社団法人日本水道協会工務部技術課 技術専門監 末廣 美希 氏

(イ) 令和 6 年能登半島地震における応援活動について

公益社団法人日本水道協会中部地方支部事務局 天竺 智博 氏

ウ 申込者数 102 名（YouTube によるアーカイブ配信も併せて実施）

5 県支部事務担当者連絡協議会について

第 70 回県支部事務担当者連絡協議会（令和 8 年 7 月 9 日 於 広島市）

(1) 報告事項

ア 地方支部の令和 7 年度活動状況及び令和 8 年度事業計画について

イ 各県支部の令和 7 年度活動状況及び令和 8 年度事業計画について

ウ 日本水道協会中国四国地方支部各種講習会の開催状況について

エ 第 5 回日本水道協会中国四国地方支部合同防災訓練について

(2) 情報交換事項

ア ポジティブリスト制度の取扱いについて

イ 協議会等における WEB 会議の併用及び配布資料の電子化状況について

ウ 県支部主催講習会の開催について

エ 「危機管理対策マニュアル策定指針（地震対策）」改訂への対応について

6 会計監査について（令和 8 年 4 月 17 日 於 広島市）

(1) 監査内容

令和 7 年度の決算書、残高証明書、出納簿、予算原簿、収入伝票、支出伝票、振替伝票、広島銀行預金通帳、みずほ銀行預金通帳の帳票により監査を受けた。

(2) 監事都市

尾道市、今治市

7 令和7年度日本水道協会会長表彰受賞者について

(敬称略)

令和7年10月29日(水)から31日(金)までの間、中国四国地方支部・広島市で開催された令和7年度日本水道協会全国会議において表彰された当地方支部関係者は、次のとおりである。

(1) 功労賞(2名)

元 広島市水道事業管理者	村 上 裕 之
元 広島市水道局営業部長	伊 東 明

(2) 特別賞(13名)

元 広島市水道局技術部設備担当部長	見 藤 晋 二
元 岡山市水道局総務部お客様センター所長	豊 田 誠 久
元 岡山市水道局中管路整備課長	森 野 道 浩
元 岡山市水道局営業課長	小 松 佳 和
元 岡山市水道局配水部給水課長	三 宅 正 弘
元 倉敷市水道事業管理者	古 谷 太 一
元 山口市上下水道局長	北 川 喜 久
元 下松市上下水道局浄水課長	佐 伯 知 典
元 山陽小野田市水道局副局長	伊 藤 清 貴
元 米子市水道事業管理者	朝 妻 博 樹
元 米子市水道局総務課次長兼課長	松 田 紀 子
元 松江市上下水道局上下水道部長	杉 谷 雄 二
元 島根県企業局施設課長	上 田 章

(3) 勤続賞(102名)

広島市水道局	村 田 耕一郎	広島市水道局	大 田 紀 彦
〃	山 下 幸 市	呉市上下水道局	濱 田 秀 彦
〃	松 尾 和 子	〃	尾 崎 敏 治
〃	片 岡 淳	福山市上下水道局	柚 木 紀 生
〃	藤 井 麻 子	〃	寺 岡 佳 紀
〃	大 西 智 美	〃	石 田 健 悟
〃	原 雅 子	〃	七 森 智 昭
〃	島 田 浩 文	広島県水道広域連合企業団	澤 岡 秀 昭
〃	木 坂 哲 也	〃	向 井 正 人
〃	戸 田 直 樹	〃	山 下 修 司
〃	畑 中 勇 樹	〃	飛 家 貞 義
〃	六 車 真 一	尾道市上下水道局	山 本 信 互
〃	川 内 律 子	〃	吉 本 晃 志
〃	西 田 考 志	〃	大 田 竜 二
〃	渡 邊 康	岡山市水道局	西 坂 圭 司
〃	神 垣 隆 人	〃	在 本 茂 雄
〃	三 島 孝 司	〃	重 定 秀 紀
〃	松 岡 宏 和	〃	中 出 友 正
〃	友 田 義 則	〃	甲 田 達 雄
〃	中 島 尊 正	〃	白 石 傑

岡山市水道局	太田武男	香川県広域水道企業団	小野彰則
〃	金光弘二	〃	武上博宣
〃	清宗功	〃	横瀬考宏
〃	田中彰一	今治市上下水道部	田頭永年
倉敷市水道局	和田輝人	〃	村上陽一
岡山県南部水道企業団	内藤修一	〃	越智博幸
〃	河合良明	宇和島市上下水道局	高月明
岡山県広域水道企業団	祢屋崇	徳島市上下水道局	船越勝
備南水道企業団	近藤健太郎	〃	大坂耕司
岩国市水道局	中上雄一	〃	松村誠治
宇部市水道局	大林裕幸	〃	一宮省三
〃	根本英行	〃	杉本展久
〃	池田悌則	〃	大南智
〃	河本伸也	〃	清水琢磨
〃	諸石良明	高知市上下水道局	野村素教
〃	富田典之	〃	宮崎俊誠
〃	正木満太郎	〃	深瀬照也
〃	矢幡和勝	〃	西川浩司
〃	山根憲之	〃	依岡真史
〃	峯秀人	〃	伊藤玲
山陽小野田市水道局	御領園崇		
〃	勢島哲志		
〃	石津幸二		
周南市上下水道局	原田晋太郎		
光市水道局	井上宏明		
柳井地域広域水道企業団	西村享		
鳥取市水道局	山本信二		
〃	前田幸人		
〃	谷口吉朗		
〃	手皮英樹		
米子市水道局	吹野彰規		
〃	大東和則		
松江市上下水道局	永島博子		
〃	坪上英雄		
〃	永島明人		
〃	澤直樹		
〃	松本敏治		
〃	近藤強		
出雲市上下水道局	宇畑靖志		
斐川宍道水道企業団	石倉康弘		
香川県広域水道企業団	那須有紀子		
〃	塩田博文		

8 第 107 回全国総会への提出問題について

当地方支部からの提出問題（１３問）は、それぞれ次のとおり処理された。

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
1	公的資金補償金免除繰上償還制度等の復活及び要件緩和について (島根県支部・徳島県支部) (理 由) 人口減少社会を迎え、水需要の減少に伴い水道料金収入も減少傾向となる中、水道施設の経年劣化による老朽化の問題が全国的に顕著化している。 施設の整備・更新及び給水区域の拡張には多額の資金が必要なことから、企業債を主な財源として事業を行っているが、これによる元利償還金が水道事業体にとって大きな負担となっている。 このような情勢の中、現在の給水サービスを維持していくためには、一層の経営効率化を図る必要がある。また、今後増加する施設の更新を計画的に実施するためには、企業債及び地方交付税制度の活用が必要不可欠である。 繰上償還については、政府資金は平成 19 年度から 3 年間、旧公営企業金融公庫資金は平成 19 年度から 2 年間、一定の経営改革を実施する地方公営企業を対象に補償金を免除する特例措置が講じられた。さらに、平成 22 年度から平成 24 年度までの 3 年間についても制度の継続がなされ、財政上の負担軽減につながる非常に有用な制度であった。 よって、水道事業の経営基盤の強化を図るため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 公的資金補償金免除繰上償還制度及び公営企業借換債制度を復活すること。 (2) 制度の復活に当たっては、次のとおり要件を緩和すること。 ① 許可要件となっている資本費、将来負担比率等の要件を緩和する。 ② 年利 5 %未満の企業債についても対象とする。	1 陳情 第 3 回運営会議(令和 7 年 11 月 26 日)後、総務省、財務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。 2 令和 8 年度地方債計画 水道事業債の総額 水道事業債については、通常収支分と東日本大震災分の合計として、7,916 億円(対前年度比 7.8%増)が計上された。
2	水道施設の耐震化等に対する財政支援について (岡山県支部・鳥取県支部・愛媛県支部・高知県支部) (理 由) 我が国の水道は、日常生活や都市活動に欠くことのできないライフラインであり、水道事業者は、平時はもとより地震等の災害時においても、飲料水等生活に必要な最低限の水を供給することが求められている。 こうした中、令和 6 年能登半島地震では水道施設にも甚大な被害が発生し、断水が広範囲に及び長期化したことや、今後高い確率で発生が予測される南海トラフ巨大地震等を鑑みると、基幹管路はもとより浄水場等の老朽化した施設の耐震化	1 陳情 第 3 回運営会議(令和 7 年 11 月 26 日)、国土交通省、総務省、財務省、地方公共団体金融機構及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。 2 令和 8 年度水道関係予算 (1) 概要 ① 基本的な考え方 令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因する道路陥没事故の教訓を踏まえ、事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路の老朽化対策の強化が必

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
	は喫緊の課題となっており、令和6年9月には国から「上下水道耐震化計画」の策定も要請された。 しかし、こうした老朽施設の更新や災害対策には多額の事業費が必要となり、水需要の減少に伴い水道料金収入が減少傾向となる中でこれらの事業を着実に推進していくためには、国の持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。 よって、将来にわたって水道の安定供給を持続していくため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 防災・安全交付金の全事項において、要件の緩和及び交付率の大幅な引上げを図ること。特に次の事項について強く要望する。 ① 基幹水道構造物の耐震化事業において、算定基準の見直しを図るとともに、耐震診断に要する経費を交付対象とすること。 ② 水道総合地震対策事業交付金の継続及び拡充を図ること。 ③ 水道施設アセットマネジメント推進事業において、基幹管路に加え配水支管を交付対象とするとともに、水道料金等に係る採択基準を緩和又は撤廃すること。 (2) 上下水道の機能が必要な災害拠点病院や避難所等の重要給水施設への給水管路の耐震化事業を地方公営企業繰出制度の対象にすること。 (3) 水道事業者による適切な予算執行や施工時期の平準化促進を行うため、国費における当初予算と補正予算の配分の見直しを行い、当初予算の割合を増やすこと。	要 - 能登半島地震の教訓も踏まえ、人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備や、市町村域を超えた事業運営の一体化、料金の適正化、官民連携が必要 - これらの取組を地方公共団体が強力に推進できるよう、国として、必要な制度整備を行うとともに、財政支援・インセンティブ付与を行う。 ② 個別補助金・事業調査費等 1) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費 - 上下水道一体での効率化・基盤強化に向けた取組を支援 令和8年度予算額 3,913百万円 令和7年度予算額 3,600百万円 対前年度倍率 1.09 2) 上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費等 - 国が自ら行う上下水道関係の技術実証事業等 令和8年度予算額 2,813百万円 令和7年度予算額 2,809百万円 対前年度倍率 1.00 3) 水道施設整備費 - 計画的・集中的な耐震化・老朽化対策や水道事業の事業運営の一体化、安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援 令和8年度予算額 20,417百万円 令和7年度予算額 20,194百万円 対前年度倍率 1.01 4) 水道施設整備事業調査費 - 国が自ら行う水道関係の調査等 令和8年度予算額 75百万円 令和7年度予算額 75百万円 対前年度倍率 1.00 ③ 防災・安全交付金 令和8年度予算額 852,918百万円 令和7年度予算額 846,955百万円 対前年度倍率 1.01 ※水道事業に係る費用は、この内数 (2) 新規事項 ① 下水道に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策 1) 重要管路の更新の推進 - 大口径の管路や緊急輸送道路に

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
		埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路）の更新を支援 【交付対象】 ○ φ800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路等 【交付率】 1/4 【要件】 資本単価要件を満たす事業者 【事業名】 重要水道管路更新事業（個別補助）[新設] 水道施設アセットマネジメント推進事業（交付金）[R7補正より拡充] 2) 重要管路の複線化等の推進 ・ 重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない管路の複線化等を支援 【交付対象】 ○ φ800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路等 ○ 土被りが大きく開削工事が困難な管路 【交付率】 1/4 【要件】 資本単価要件を満たす事業者 【事業名】 水道施設リダンダンシー強化事業（個別補助）[新設] 水道施設リダンダンシー確保推進事業（交付金）[R7補正より新設] ② 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化 1) 事業運営の一体化の推進 ・ 2以上の自治体による給水人口10万人以上の「事業運営の一体化（事業統合または経営の一体化）」を支援 【交付率】 1/3 【要件】 ○ 資本単価要件を設けない ○ 給水人口1万人未満の自治体を含む場合は、5万人以上 【事業名】 水道広域連携推進事業（個別補助）[新設] 水道事業運営基盤強化推進事業（交付金）[拡充]

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
		2) 分散型システム導入の推進 - 分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備（水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など）を補助対象に追加 【交付率】1/3等 【要件】 ○ 資本単価要件を設けない 【事業名】 水道施設アセットマネジメント推進事業（交付金）[拡充] 生活基盤近代化事業（簡水）（個別補助／交付金）[拡充] 3) PFASへの対応強化 - PFOS及びPF0Aの水道水質基準化（R8.4.1施行）を踏まえ、PFAS対策の補助対象自治体を拡大 【交付率】1/4 【要件】 ○ 資本単価要件、または、以下のいずれかの要件 ・ 料金回収率が100%以上 ・ 過去5年間に於いて、少なくとも1回以上の水道料金改定 ・ 広域連携に向けた、協議会の設立などの具体的な検討 【事業名】 高度浄水処理等整備費（個別補助／交付金）[拡充] 3 令和8年度地方財政対策の概要 (1) 水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充 ○ 水道管路耐震化事業について、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するため、大規模管路等の耐震化事業に対する地方財政措置を拡充するとともに、令和12年度まで延長。 【対象事業者】 ・ 当該年度前5年度内に経営戦略を策定又は改定している末端給水事業者・用水供給事業者 【対象経費】 ・ 対象事業者が実施する水道管路の耐震化（※）に要する経費 ※対象となる管種は、国庫補助（水道管路緊急改善事業、水道管路強靱化推進事業又は重要水道管路更新事業）で対象とされている管種 【地方財政措置】 ・ 基準管路耐震化事業費（以下の①又は②のいずれか低い方）に上積みして実施する事業費（上積事業費）の1/4（一般対策分）、又は1/

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
		2（特別対策分）を限度として、一般会計からの出資の対象とする。 ① 令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費 ② 有収水量1 m³当たり標準事業費（52円）に令和2～4年度の当該団体の平均有収水量を乗じて得た事業費 ※用水供給事業者については、①を基準管路耐震化事業費とする。 ・ 事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の耐震化事業については、一般対策分又は特別対策分と分けて上積事業費を積算（基準管路耐震化事業費は上記①により積算）し、その1／2を限度として、一般会計からの出資の対象とする（重点対策分）。 ・ 当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置（1／2）を講ずる。 (2) PFOS・PFOA対策に係る地方財政措置について ○ 令和8年4月1日のPFOS・PFOAの水質基準化に伴い、全国の水道事業者等において水質検査が義務化。 ○ 基準値を超えるPFOS・PFOAが検出された団体において、緊急的・暫定的に実施する応急対策により、一時的に生じる経費に対して地方財政措置を講じる。 ○ また、制度開始当初、簡易水道事業においては、検査費用の増加に水道経営として直ちに対応することが困難である事業体があることを踏まえ、令和8年度から10年度までの3年間に限り、水質検査に要する経費に対して地方財政措置を講じる。 【対象経費】 ① 応急対策：PFOS・PFOAの水質基準化後、基準値を超えるPFOS・PFOAが検出されたことに伴い、一時的に生じる経費 ② 簡易水道事業者（公営・民営）が最低限実施しなければならない水質検査に要する経費に対し、一般会計が補助又は簡易水道事業会計に繰出しを行う場合、当該補助又は繰出額 【適用期間】 ① 応急対策：PFOS・PFOAが基準値を超えて検出された以降3年間（※） ※除去施設等を整備する場合は施設完成までの間（最長5年間） ② 水質検査：令和8年度から10年度の3年間 【地方財政措置】 ・ 対象経費の50%に対して特別交付税措置

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
		(3) 公営企業経営改善特例債（仮称）の創設 ○ 人口減少が進む中、これまで公営企業が提供してきたサービスを持続可能な形で提供していくためには、上下水道事業の広域化等をはじめ、更なる経営改善を進めることが重要 ○ 地方団体が、公営企業の経営改善の取組を円滑に行うことができるよう、これに伴い公営企業に係る特別会計の廃止等を行う場合に一般会計等が一時に負担する必要がある経費を対象として、当分の間、「公営企業経営改善特例債（仮称）」を発行できることとし、負担の平準化を図る（地方財政法を改正） 【対象経費】 ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費 ・ 国又は地方団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費 ・ 地方債の繰上償還に要する経費 ・ 退職手当の支給に要する経費 等 【地方財政措置】 ・ 地方債充当率：100% ・ 償還年限：原則10年 【発行手続】 ・ 申請にあたり議会の議決 ・ 総務大臣又は都道府県知事の許可 【活用が想定される経営改善の取組】 ・ 簡易水道を上水道に統合 ・ 他の地方公共団体と事業を統合 → 浄水場の撤去など
3	ダム改良事業に対する利水事業者への補助の創設について （鳥取県支部・島根県支部・愛媛県支部） （理 由） 近年、激甚化する自然災害に対し、治水機能強化を図るため、多目的ダムのダム改良事業費については大幅に増加している状況であり、その事業費は国及び都道府県の治水事業者のほか、利水事業者も負担率に応じて一部を負担している。 そのような中、国の治水事業者は国費負担、都道府県の治水事業者には負担の一部が国の補助対象となるものの、利水事業者の負担金については、国からの財政支援を全く受けられない状況であり、高額な費用負担を強いられ、事業を圧迫している。 水道水の需要は、節水意識の定着や各種節水機器の普及、大口需要家の専用水道への切替えなどから減少傾向にある一方で、高度経済成長期の急速な水需要に対処するために建設された水道施設の大量更新に迫られ、水道事業体は多額の事業費を必要としている。 よって、今後も健全な水道事業を運営し、清浄にして豊富低廉な水を安定して供給するため、次の事項を国に対して強く要望する。	1 陳情 第3回運営会議（令和7年11月26日）、国土交通省、財務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。 2 令和8年度水道関係予算 「2」に同じ

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
	(1) ダム改良事業に対する利水事業者への補助制度を早急に創設すること。 (2) ダム改良事業のうち、治水機能強化に係る事業の費用は治水事業者が負担すること。	
4	簡易水道事業統合後の水道事業に対する財政支援について (鳥取県支部・島根県支部) (理 由) 簡易水道事業は、経営基盤が脆弱で独立採算が困難であるため、国の方針に基づき、上水道への統合を行っているが、統合後も引き続き施設整備や老朽施設の更新などを推進していく必要があることから、水道事業経営にとって大きな負担となっている。 よって、簡易水道と上水道を統合した後も安定した事業運営を継続するため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 上水道と統合した旧簡易水道施設等について、水道施設整備費(生活基盤近代化事業)の補助率を大幅に引き上げるとともに、施設間距離の要件の撤廃や、クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設の整備事業について深井戸水源も対象とするなど、補助対象事業を拡充すること。 (2) 上水道事業と統合した統合前の旧簡易水道事業債の元利償還金繰出金に係る交付税措置について、臨時措置分も含めて統合後6年目以降も減額することなく継続し、従前の交付税の水準を将来にわたって維持すること。 (3) 旧簡易水道事業区域で実施する建設改良事業に充てる企業債の元利償還金の2分の1が公営企業繰出金の対象となっているが、この繰出しに対する財源は一般財源と特別交付税であり、設置自治体の財政負担の増大が懸念されることから、負担軽減のための更なる制度改善を行うこと。	1 陳情 第3回運営会議(令和7年11月26日)後、国土交通省、総務省、財務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。 2 令和8年度水道関係予算 3 令和8年度地方財政対策の概要 「2」に同じ
5	水道事業における電気料金に係る財政支援について (広島県支部) (理 由) 水道事業は、市民生活や企業の経済活動等を支えるライフラインとして重要な役割を担っており、安定的に事業を運営していく必要がある。一方で、導・送・配水施設におけるポンプの使用や浄水処理等の過程において多大な電力を要することから、エネルギー価格の影響を受けやすい事業形態となっている。	1 陳情 第3回運営会議(令和7年11月26日)後、国土交通省、総務省、経済産業省、財務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。 2 令和8年度水道関係予算 「2」に同じ

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
	昨今のエネルギー価格の急騰が水道事業経営に及ぼす影響は極めて大きく、高効率機器の導入や効率的な水運用など省エネルギーに努めているが、水道事業者の自助努力にはおのずと限界があると考えられる。 令和6年度の電気料金に係る財政支援は、「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により令和6年4月及び5月使用分、「酷暑乗り切り緊急支援」により令和6年8月から10月使用分、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」により令和7年1月から3月使用分に対し実施されたところであるが、継続的な支援となっていない。 よって、今後も物価が高騰する中で市民生活や地域経済活動を支えるためには、国からの更なる財政支援も重要となることから、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 水道事業者が電力事業者等と契約している全ての契約（特別高圧等）を支援策の対象とすること。 (2) 電気料金の状況を踏まえ、国の支援を継続すること。	
6	水道施設の更新・再構築事業に対する財政支援について （鳥取県支部・香川県支部・愛媛県支部） （理 由） 給水開始以降、人口増加に伴う拡張事業等で整備してきた多くの管路が、老朽化の進行により順次更新時期を迎える。こうした中、近年、各地で管路の老朽化が原因とみられる漏水や道路陥没等が発生しており、そうした事故を未然に防止するため、着実に老朽管を更新していく必要がある。 また、大規模災害に備えた基幹管路の耐震化や、浄水場など施設のリニューアルも計画的に進めていく必要があるが、これらの事業では、既設の管路や施設の廃止を伴うこととなり、建設だけでなく大規模な撤去工事も必要となる。 このように更新・再構築事業は多額の事業費が必要となり、水需要の減少に伴い水道料金収入の減少が見込まれる中でこれらの事業を着実に推進していくためには、国の持続的かつ安定的な財政支援が不可欠である。しかしながら、現行の国庫補助制度や地方公営企業繰出制度では十分な支援が受けられず、計画的に事業を進めることが困難な状況にある。 令和6年12月に制度拡充された水道総合地震対策事業においても、既存施設の老朽部分の更新と耐震化は工事内容で重複しない場合が多く、社会資本整備総合交付金交付要綱上でも「算定基準額」と基準が設定されているため、更新事業については要望を行うものの、一定の補助基本額に縮減される傾向が見受けられる。 よって、将来にわたって水道の安定供給を持続	1 陳情 第3回運営会議（令和7年11月26日）後、国土交通省、財務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。 2 令和8年度水道関係予算 「2」に同じ

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
	していくため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 施設の更新・再構築事業に加え、施設の統廃合及び廃止施設の撤去事業に対する財政支援制度を創設すること。 (2) 水道総合地震対策事業について、水道施設の更新事業も一定範囲で包含できるよう、採択要件を緩和すること。	
7	P F A S 対策に関する財政支援について (岡山県支部) (理 由) 有機フッ素化合物 P F A S は、環境中で分解されにくく、人体に対する健康影響が懸念されている化学物質である。そのため、国においては、水道水における P F A S のうち P F O S 及び P F O A について、水質管理の努力目標である水質管理目標設定項目から、水質検査を義務付ける水質基準への格上げを検討しており、令和 8 年 4 月からの施行を予定している。 これにより、定期的な水質検査の実施、また状況によっては除去対策として新たな設備の導入が必要となる。しかしながら、これらの取組は、P F A S の水質検査機器が高額であるためその検査費用は大きな負担であり、また、除去設備の導入にはさらなる財政負担が必要となる。 よって、今後も水質を維持し、市民の健康を守るため、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) P F A S に係る水質検査及び除去設備の導入に対する財政支援制度を創設すること。	1 陳情 第 3 回運営会議（令和 7 年 11 月 26 日）後、国土交通省、環境省、財務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。 2 令和 8 年度水道関係予算 「2」に同じ
8	社会資本総合整備計画における重点計画の取扱いについて (香川県支部) (理 由) 社会資本総合整備計画は、社会資本総合整備総合交付金交付要綱第 8 第 1 項において規定された事業計画であり、交付金事業創設当初は、交付金事業の年度間調整、都道府県や市町村の枠を超えた柔軟な計画の設定を想定したものと見受けられる。 しかしながら、水道事業運営基盤強化等推進事業を重点計画として取り扱うには、水道基盤強化計画の策定が必須となっており、これを策定している 2 府県以外は非重点計画の扱いであるため、国からの財政支援が受けづらい状況にある。 前記 2 府県以外においても、水道事業の広域化は現在も検討・実施されており、水道事業運営基盤強化等推進事業への関心は依然として高いままである。さらには、水道総合地震対策事業の効果発現には、複数の水道事業体を広域化した地域全体での事業実施がより効率的と推察される。	1 陳情 第 3 回運営会議（令和 7 年 11 月 26 日）後、国土交通省、財務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。 2 令和 8 年度水道関係予算 「2」に同じ

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
	よって、水道事業運営基盤強化等推進事業は依然として重要であることから、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 既に広域化に着手している事業体を含め水道基盤強化計画を未策定の事業体についても、水道広域化推進プランにより代替を認めるなど、要件を緩和すること。	
9	地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について (島根県支部) (理 由) 近年、水使用の合理化・経済性の観点から、一部の民間企業等が、地下水等の膜処理水と水道事業者が供給する水道水とを混合して給水する、あるいは、水道水を地下水のバックアップ用として使用する専用水道を設置するケースが急速に拡大している。 このような専用水道への移行は、地下水等の膜処理水と水道水の混合給水における水質管理の実態が不明瞭であること、また、使用時に停滞水が専用水道に混入する危険性があること等、衛生上の観点からも看過できない状況にある。 こうした地下水等の利用拡大が地盤沈下など、環境に与える影響も懸念されるところであり、併せて、地下水が一部の民間企業や特定需要者の利益のために利用されることは、住民の共有財産である地下水の利用の観点から公平性を欠くものである。 また、地下水の水質監視等に要する費用が地域自治体等の公費で賄われていることから、これらの費用の一部について地下水利用者に負担させることや、適切な公的管理を行っていくことも必要であると考えます。 さらに、地下水利用専用水道の導入によって、水道の使用量が非常に少なくなった場合には、水道施設に係る固定費の多くが未回収となり、その減収分が他の水道使用者に転嫁される懸念がある。 よって、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 地下水利用の実態を正確に把握し、水質管理の徹底も含め、立入検査など適切かつ迅速な行政指導を行うことができる指針等について明示すること。 (2) 地下水保全も含めた健全な水環境、水道水質の安全性の確保、地下水の公共利用のあり方の観点から、水道事業の給水区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備を図ること。 (3) 専用水道の設置者及びその利用者に対し一定の負担を求めることができる仕組みの創設等、地下水利用に係る新たな施策を検討すること。	第3回運営会議（令和7年11月26日）後、国土交通省、環境省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
1 0	塗膜に含まれる低濃度ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の処理等について （島根県支部） （理 由） 塗膜に含まれる低濃度ＰＣＢ廃棄物については、環境省の「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査実施要領（第３版）」に基づき調査を実施しているが、塗料の製造年及び種類のみでＰＣＢ含有の有無を判断していることから、今後、低濃度ＰＣＢが検出される施設が特別措置法により政令で定める期間（令和９年３月３１日）以降にも発見される可能性がある。 また、塗膜調査を実施した施設より低濃度ＰＣＢが検出された場合、塗膜除去を確実に適正に行う必要があり、処理費用も高額となることから財政支援が必要である。 よって、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 塗膜に含まれる低濃度ＰＣＢ廃棄物については、その処分期限を延長すること。 (2) 塗膜に含まれる低濃度ＰＣＢ廃棄物の処理が効率的かつ合理的に進むよう、処理対象塗料（膜）の明確化及び処理体制の充実・多様化を図るとともに、塗膜除去に係る工事費、ＰＣＢ含有濃度に係る調査及び処理費用に対する財政措置を講ずること。	第３回運営会議（令和７年１１月２６日）後、国土交通省、環境省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。
1 1	管路施設の耐用年数の見直しについて （広島県支部・島根県支部） （理 由） 高度成長期に布設した管路施設の多くは老朽化が進み、本格的な更新時期を迎えている。 更新に伴い布設する管路施設については、これまでの大規模地震の教訓を踏まえ、耐震性・耐久性に優れた管種を採用することとしている。 これらの管路施設は、近年の技術進歩により耐久性は大きく向上し、寿命を１００年とする製品も開発されている。 しかしながら、現行の地方公営企業法施行規則では、配水管の耐用年数は一律４０年と規定されていることから、実態に沿わないものとなっている。 一方、公共事業の施行に伴い、支障となる管路施設に対する補償費の算定に当たり建設費から控除される減耗分を算出する際に用いる耐用年数は、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和４２年２月２１日閣議決定）及び公共補償基準要綱の運用申し合せ（昭和４２年用地対策連絡会、最近改正 平成３０年３月２２日）において、標準耐用年数として管種ごとに５０年から８０年と定められてお	第３回運営会議（令和７年１１月２６日）後、国土交通省、総務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
	り（管路施設の標準耐用年数表）、概ね実態に即したものとなっている。 耐用年数は、水道事業の費用構成の中で大きな割合を占める減価償却費に関係し、水道料金の算定にも大きな影響を及ぼすものである。 よって、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 管路施設の耐用年数について、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（昭和42年2月21日閣議決定）及び公共補償基準要綱の運用申し合せ（昭和42年用地対策連絡会、最近改正 平成30年3月22日）に定める標準耐用年数を準用するなどにより、実態に沿うものとなるよう早急に見直すこと。	
1 2	電磁式等を含む水道メーターの検定有効期間の見直しについて (広島県支部) (理 由) 水道事業者は、平成23年4月から施行された計量法省令に基づき、計量精度を高めた新基準に対応した水道メーターへ移行を終えた。 新基準に対応した一般的な機械式の水道メーターは、形状や材質が改善されており、耐久性が大きく向上している。また、電磁式や超音波式の水道メーターについても、羽根車等の機構がなく摩耗による劣化が起こらないことから、さらに耐久性が高いと考えている。 こうした中、現行の計量法に定める検定有効期間は見直しを行うことなく従前のまま8年となっている。 このため検定有効期間に基づく水道メーターの購入及び取替に要する費用は水道財政において大きな負担となっており、検定有効期間の見直しが急務となっている。 よって、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 電磁式や超音波式を含む水道メーターの耐久性等の検証を改めて実施し、検定有効期間の見直しを行うこと。	第3回運営会議（令和7年11月26日）後、国土交通省、経済産業省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。
1 3	大規模災害時における給水装置の迅速な復旧に向けた補助の制度化について (高知県支部) (理 由) 令和6年能登半島地震では、被災した配水管の応急復旧が進んだにもかかわらず、個人管理である給水装置（宅内配管）の復旧が遅れ、家庭で水が使えない状況が長期化してい	1 陳情 第3回運営会議（令和7年11月26日）、国土交通省、財務省及び関係国会議員に対し、陳情活動を行った。 2 令和8年度水道関係予算 「2」に同じ

番 号	提 出 問 題	処 理 状 況 概 要
	た。国土交通省が設置した「上下水道地震対策検討委員会」の報告書によると、その要因として、給水装置の被害件数に対して地元の工事業者の数が少なかったこと、工事業者自身が被災したこと、さらには他事業の復旧工事が重複し地元の工事業者が手一杯となったことなどが挙げられている。 このような状況下において、国土交通省は、修繕対応ができる工事業者の情報を県内外問わずリスト化し石川県や各市町に提供し、また、石川県は、地元以外の工事業者を手配する住民用の受付窓口を設けるとともに、修繕時に発生する旅費等（移動に係る車両燃料費・人件費・宿泊費）を補助する制度を創設した。こうした取組によって、給水装置の修繕の加速化が進んだものと把握している。 今後発生が予測されている南海トラフ巨大地震については、基幹管路の耐震化や応急活動体制の強化などハード・ソフト両面での対策を進めているものの、発生時には広域的な被害が想定されており、配水管の応急復旧には相当の時間を要するため、水道システムの末端となる給水装置については、その被害状況の把握や工事業者の確保に苦慮するものと思われる。 よって、大規模災害発生時における給水装置の迅速な復旧には、事前の体制構築が不可欠であることから、次の事項を国に対して強く要望する。 (1) 能登半島地震で修繕の加速化に寄与した、工事業者の手配に関する受付窓口の設置や、修繕時に発生する旅費等の補助など、迅速な災害対応に備えた制度を創設すること。	

第 1 号議案

令和 7 年度日本水道協会中国四国地方支部会計決算の認定について

収 入	39,631,208 円	収入決算額
支 出	12,781,743 円	支出決算額
収入支出差引残高	26,849,465 円	繰越剰余金

積立金残高	1,600,000 円
-------	-------------

【 収入の部 】

(単位：円)

科 目	予 算 額	調 定 額	収 入 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算額と 収入額との 比較増△減	備 考
会費入会金収入 (ア)	6,752,000	6,623,560	6,623,560	0	0	△128,440	
支部会費収入 (イ)	6,752,000	6,623,560	6,623,560	0	0	△128,440	
正会員会費 (ウ)	6,052,000	5,895,560	5,895,560	0	0	△156,440	正会員からの支部 会費
賛助会員会費 (エ)	700,000	728,000	728,000	0	0	28,000	賛助会員からの支 部会費
雑収入 (オ)	743,000	763,783	763,783	0	0	20,783	
雑収入 (カ)	743,000	763,783	763,783	0	0	20,783	
受取利息収入 (キ)	1,000	21,783	21,783	0	0	20,783	預金利息
負担金収入 (ク)	742,000	742,000	742,000	0	0	0	支部賛助会員から の会費
積立金等取崩収入 (ケ)	11,200,000	11,200,000	11,200,000	0	0	0	本部主催行事のため(開催地交付 金)の積立金取崩
繰越剰余金取崩収入 (コ)	19,588,000	21,043,865	21,043,865	0	0	1,455,865	前年度からの繰越 金
収入合計 (カ)	38,283,000	39,631,208	39,631,208	0	0	1,348,208	

【 支出の部 】

(単位：円)

科 目	当初予算額	流用増△減額	予算現額	支出済額	不 用 額	備 考
事業費支出 (シ)	24,490,000	0	24,490,000	5,956,238	18,533,762	
会議費支出 (ス)	16,245,000	0	16,245,000	4,958,135	11,286,865	全国会議、水道事例発表会、講習会等
旅費交通費支出 (セ)	1,260,000	0	1,260,000	750,990	509,010	事務局出張旅費(講習会等)
通信運搬費支出 (ソ)	248,000	0	248,000	176,515	71,485	書類等送付代、振込手数料等
消耗品費支出 (タ)	238,000	0	238,000	10,890	227,110	事務用品
印刷製本費支出 (チ)	156,000	0	156,000	34,650	121,350	会員名簿・封筒の印刷代
広報費支出 (ツ)	100,000	0	100,000	25,058	74,942	ホームページ更新料
雑支出 (テ)	6,243,000	0	6,243,000	0	6,243,000	予備費
積立金積立支出 (ト)	1,600,000	0	1,600,000	1,600,000	0	本部主催行事のため(開催地交付金)の積立
管理費支出 (ナ)	12,193,000	0	12,193,000	5,225,505	6,967,495	
会議費支出 (ニ)	6,775,000	0	6,775,000	4,815,285	1,959,715	地方支部総会等
旅費交通費支出 (ヌ)	708,000	0	708,000	410,220	297,780	事務局出張旅費(支部総会、幹事会等)
雑支出 (ネ)	4,710,000	0	4,710,000	0	4,710,000	予備費
支出合計 (ノ)	38,283,000	0	38,283,000	12,781,743	25,501,257	

【 積立金の部 】

(単位：円)

	予 定 額	実 績 額	比較増△減	備 考
前年度繰越金 (ハ)	11,200,000	11,200,000	0	
積立金 (ヒ)	1,600,000	1,600,000	0	本部主催行事のため(開催地交付金)の積立
積立金取崩 (フ)	△11,200,000	△11,200,000	0	
翌年度繰越金 (ヘ)	1,600,000	1,600,000	0	

令和7年度 日本水道協会中国四国地方支部 会計監査結果報告書

令和7年度日本水道協会中国四国地方支部の会計監査の結果を次のとおり報告します。

- 1 監査年月 令和8年4月
- 2 監査帳票 決算書、残高証明書、出納簿、予算原簿、収入伝票、支出伝票、振替伝票、
広島銀行預金通帳（写し）、みずほ銀行預金通帳（写し）
- 3 監査期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 4 経理状況 会計諸帳票と照合の結果、すべて収入・支出とも正確に出納され、別紙
決算書のとおり相違ないことを確認しました。

収入 金 39,631,208円

支出 金 12,781,743円

収入支出差引残高 金 26,849,465円

積立金残高 金 1,600,000円

令和8年 4月 17日

尾道市長 代理

上下水道事業管理者職務代理者
上下水道局長

清玄 智文



令和8年 4月 17日

今治市長 代理

上下水道部長

重松 義文



第 2 号議案

令和 8 年度日本水道協会中国四国地方支部事業計画について

開催年月日	行 事	開 催 地	行 事 内 容
R8. 4. 17(金)	会 計 監 査	広 島 市	令和7年度会計の監査
R8. 5. 19(火)	第 223 回 幹 事 会	下 関 市	第95回総会に付議すべき事項の審議等
R8. 7. 9(木)	県支部事務担当者連絡協議会	広 島 市	地方支部・各県支部の令和7年度活動状況及び令和8年度事業計画の報告並びに地方支部合同防災訓練の現地視察等
R8. 7. 29(水)	第 224 回 幹 事 会	呉 市	第95回総会の運営に関する事項の審議等
R8. 7. 29(水)	第 95 回 総 会	呉 市	令和7年度決算の認定及び令和8年度予算の承認、会員提出問題の審議等
R8. 9. 8(火) 9(水)	事 務 講 習 会	出 雲 市	事務職員の知識の向上を図り、水道事業経営の円滑な運営に資することを目的とした講習会
R8. 10. 中旬	第 225 回 幹 事 会	広 島 市	全国総会会員提出問題の提案理由説明都市等の決定及び令和9年度行事計画・予算の審議等
R8. 秋季 以降で調整中	第 5 回 合 同 防 災 訓 練	広 島 市	地方支部内の連携強化と職員の災害対応能力の向上を図るための合同防災訓練
R8. 秋季 以降で調整中	県支部事務担当者連絡協議会	W e b 開 催	第5回合同防災訓練の総括等
R8. 11. 16(月) 17(火)	管 理 職 講 習 会	岡 山 市	管理・監督職員を対象に、管理職の在り方等について知識を深め、水道事業経営の円滑な運営に資することを目的とした講習会
R8. 11. 26(木) 27(金)	技 術 講 習 会	高 松 市	技術職員の知識の向上を図り、水道事業の発展に寄与することを目的とした講習会
R8. 12. 8(火) 9(水)	第 26 回 水 道 事 例 発 表 会	米 子 市	実務担当者の日頃の実務における事例や研究を発表するとともに、会員相互の活発な情報交換を行うことを目的とした発表会
R9. 3. 上旬	W e b 講 習 会	W e b 開 催	水道事業を運営するに当たっての諸課題の解決に向け、地方支部の活動を活性化することを目的とした講習会

第 3 号議案

令和 8 年度日本水道協会中国四国地方支部会計予算について

【 収入の部 】

(単位：円)

科 目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較増△減	備 考
会費入会金収入 (ア)	6,576,000	6,752,000	△176,000	
支部会費収入 (イ)	6,576,000	6,752,000	△176,000	
正会員会費 (ウ)	5,848,000	6,052,000	△204,000	正会員からの支部会費
賛助会員会費 (エ)	728,000	700,000	28,000	賛助会員からの支部会費
雑収入 (オ)	752,000	743,000	9,000	
雑収入 (カ)	752,000	743,000	9,000	
受取利息収入 (キ)	10,000	1,000	9,000	預金利息
負担金収入 (ク)	742,000	742,000	0	支部賛助会員からの会費
積立金等取崩収入 (ケ)	0	11,200,000	△11,200,000	本部主催行事のため(開催地交付金)の積立金取崩
繰越剰余金取崩収入 (コ)	23,033,000	19,588,000	3,445,000	前年度からの繰越金
収入合計 (サ)	30,361,000	38,283,000	△7,922,000	

【 支出の部 】

(単位：円)

科 目	R8年度予算額	R7年度予算額	比較増△減	備 考
事業費支出 (シ)	16,112,000	24,490,000	△8,378,000	
会議費支出 (ス)	6,549,000	16,245,000	△9,696,000	水道事例発表会、合同防災訓練等
旅費交通費支出 (セ)	1,491,000	1,260,000	231,000	事務局等出張旅費(講習会等)
通信運搬費支出 (ソ)	248,000	248,000	0	書類等送付代、振込手数料等
消耗品費支出 (タ)	238,000	238,000	0	事務用品等
印刷製本費支出 (チ)	156,000	156,000	0	会員名簿・封筒の印刷代
広報費支出 (ツ)	100,000	100,000	0	ホームページ更新料
雑支出 (テ)	7,330,000	6,243,000	1,087,000	予備費
積立金積立支出 (ト)	1,600,000	1,600,000	0	本部主催行事のため(開催地交付金)の積立
管理費支出 (ナ)	12,649,000	12,193,000	456,000	
会議費支出 (ニ)	6,775,000	6,775,000	0	地方支部総会、幹事会 (総会参加費 会 員：無料 会員以外：7,000円)
旅費交通費支出 (ヌ)	344,000	708,000	△364,000	事務局出張旅費 (支部総会、幹事会等)
雑支出 (ネ)	5,530,000	4,710,000	820,000	予備費
支出合計 (ノ)	30,361,000	38,283,000	△7,922,000	

【 積立金の部 】

(単位：円)

	R8年度予算額	R7年度予算額	比較増△減	備 考
前年度繰越金 (ハ)	1,600,000	11,200,000	△9,600,000	
積立金 (ヒ)	1,600,000	1,600,000	0	本部主催行事のため(開催地交付金)の積立
積立金取崩 (フ)	0	△11,200,000	11,200,000	
翌年度繰越金 (ヘ)	3,200,000	1,600,000	1,600,000	

会 員 提 出 問 題 の 審 議

(別冊問題集のとおり)

第5号議案

第96回日本水道協会中国四国地方支部総会の開催地について

(開 催 状 況)

回	開 催 年 月 日	開 催 地	会 場
76	H 19 . 7 . 26	下 関 市	海 峡 メ ッ セ 下 関
77	H 20 . 7 . 22	岡 山 市	岡 山 プ ラ ザ ホ テ ル
78	H 21 . 7 . 23	鳥 取 市	ホテルニューオータニ鳥取
79	H 22 . 7 . 21	高 松 市	サ ン ポ ー ト ホ ー ル 高 松
80	H 23 . 7 . 28	福 山 市	福山ニューキャッスルホテル
81	H 24 . 7 . 19	山 口 市	ホ テ ル 松 政
82	H 25 . 7 . 11	松 江 市	ホ テ ル 一 畑
83	H 26 . 7 . 29	徳 島 市	ホ テ ル ク レ メ ン ト 徳 島
84	H 27 . 7 . 28	倉 敷 市	倉 敷 市 民 会 館
85	H 28 . 7 . 28	米 子 市	米子コンベンションセンター
86	H 29 . 7 . 26	呉 市	呉 阪 急 ホ テ ル
87	H 30 . 8 . 30	広 島 市	ホテルメルパルク HIROSHIMA
88	R 元 . 7 . 30	下 関 市	海 峡 メ ッ セ 下 関
89	R 2 . 7 . 30	書 面 審 議	—
90	R 3 . 7 . 28	書 面 審 議	—
91	R 4 . 7 . 29	書 面 審 議	—
92	R 5 . 7 . 20	松 江 市	ホ テ ル 一 畑
93	R 6 . 7 . 25	岡 山 市	ホテルグランヴィア岡山
94	R 7 . 7 . 29	高 知 市	高知県立県民文化ホール
95	R 8 . 7 . 29	呉 市	呉 阪 急 ホ テ ル
96	R 9 . .	(鳥 取 市)	

